

〔商品概要説明書〕

勤労者財産形成預金（財形住宅預金）

（平成23年4月1日現在）

1. 商 品 名	勤労者財産形成預金（財形住宅預金）
2. 預 入 対 象	満55歳未満の勤労者（みなと銀行と財形契約をした企業の従業員）
3. 期 間	5年以上
4. 預 入 方 法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	給与からの天引きのみ（預入回数は年1回以上、定期的な預入が必要です。） 1,000円以上 1円単位
5. 払 戻 方 法	持家としての住宅の取得のための対価、あるいは住宅取得のために必要なその他の金銭の支払いに充当します。 持家等である住宅の増改築、リフォーム等（所定の条件に適合する範囲に限ります）。
6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法 （4）税 制 面	預入日の期日指定定期預金の店頭表示利率を満期日まで適用します。 住宅取得のための支払い時にお支払いします。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算 財形年金預金と合計550万円まで非課税（マル財）
7. 手 数 料	
8. 付 加 可 能 特 約 事 項	優遇措置として借入資格条件を充たしていれば、国の財形融資制度を利用することが可能です。
9. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 6か月未満 ____ 解約日の普通預金利率 1年半以上 ____ 2年以上利率×60% 6か月以上 ____ 2年以上利率×40% 2年以上 ____ 2年以上利率×70% 1年以上 ____ 2年以上利率×50% 2年半以上 ____ 2年以上利率×90%
10. その他参考と なる 事 項	おひとり1契約です。 最長預入期限にその元利金の合計額を前回と同じ定期預金に自動継続します。 非課税限度額超、住宅取得以外での払出し等は非課税の対象となりません。 金利については窓口にお問い合わせください。

当行が契約している指定紛争解決機関
一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109（一般電話から）
または 03-5252-3772（携帯電話・PHSから）